平成２７年（フ）第５１号
鳥取県鳥取市面影１丁目13番１―118号　県住118号、旧住所鳥取県鳥取市行徳３丁目317番地　コーポサングリーンＢ―202号
債務者　岡本　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２８号
広島県東広島市安芸津町風早747番地２
債務者　津田美枝子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
広島県尾道市平原１丁目10番45―１―401号
債務者　笹井きくみ
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２７号
広島県尾道市平原１丁目10番45―１―401号
債務者　古手川　正
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２９号
広島県三原市下北方１丁目６番１号　（有）稲葉金型彫刻内
債務者　新村　和亮
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第３２号
広島県尾道市防地町26番27号
債務者　渡辺　恒子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第５６号
広島県福山市松永町２丁目28番６号　コンフォール小城Ｂ101
債務者　田口　正人
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５９号
広島県福山市東川口町３丁目５番50号
債務者　上村　邦江
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７７号
広島県福山市曙町５丁目17番13―310号
債務者　忍川　雅俊
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第８０号
広島県福山市今津町３丁目３番３―103号　メゾンアスカ
債務者　岡田　泰平
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２９号
愛媛県松山市北条300番地１　ジェルメ201号室、住民票上の住所愛媛県松山市北条辻919番地１
債務者　井上　志信
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
福岡県久留米市東櫛原町503番地８　峰ハイツ101号
債務者　池部由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２５号
福岡県田川郡福智町金田350番地　町営高見団地２棟108号
債務者　木場　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３５号
宮崎県都城市太郎坊町6808番地５
債務者　江藤　慎一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目２番８号
債務者　黒永　繁信
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２号
沖縄県石垣市字平得1312番地48
債務者　永山　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第２２号
山形県最上郡最上町大字若宮516番地の６
債務者　吉田麻寿美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
山形地方裁判所新庄支部